

道の対策の経過

(令和3年11月～令和4年6月)

◆ 対策の経過

- (1) 11月1日から <冬の感染拡大防止に向けて>
※11/1～道の警戒ステージ2から1への移行
- (2) 11月30日から <年末年始における感染拡大防止に向けて>
※12/8 新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類を決定
- (3) 1月7日から <冬期間における感染拡大防止に向けて>
※1/21～道のレベルを1から2に移行
- (4) 1月27日から <まん延防止等重点措置(1/27～2/20)>
- (5) 2月21日から <まん延防止等重点措置【改定】(2/21～3/6)>
- (6) 3月7日から <まん延防止等重点措置【改定】(3/7～3/21)>
- (7) 3月22日から <年度末、年度始めにおける再拡大防止対策(3/22～4/17)>
- (8) 4月18日から <春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い>
- (9) 5月27日から <感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い>

(1)11月1日からの対策(冬の感染拡大防止に向けて)

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	10万人あたり新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床使用率	重症者用病床使用率	10万人あたり療養者数
全道 10/27	1.4人/週 (72人)	減少	40.3%	減少 0.5%	2.2% (43床)	1.5% (2床)	2.4人 (123人)
うち札幌市	2.4人/週 (48人)	—	39.6%	— 0.7%	3.7% (21床)	2.1%	2.9人 (57人)
ステージ4基準	25人/週以上	—	50%以上	10%以上	50%以上	50%以上	30人以上
ステージ3基準	15人/週以上	—	50%以上	5%以上	20%以上	20%以上	20人以上
ステージ2基準	2人/週以上	—	50%以上	増加	増加	増加	増加
ステージ1基準	—	—	—	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

1

対策の必要性

- 現下の感染状況等を踏まえ、特別対策については、予定どおり、10月31日をもって終了し、11月1日からステージ1に移行する。
- 今後、道内では気温が低下し、積雪の季節を迎えることから、生活環境が大きく変化し、気密性の高い建物内において暖房や窓を閉めての活動が増えることとなる。こうした屋内での活動の増加や年末に向けた社会経済活動の活発化に伴い、感染リスクが高まる可能性があることを踏まえ、換気を含めた基本的な感染防止行動の実践を呼びかける。
- また、市町村や関係団体等と連携し、積極的な疫学調査や集団感染への迅速な対応、普及啓発など感染拡大防止に取り組むとともに、医療提供体制の確保やワクチン接種の促進、さらには、飲食店の第三者認証制度の普及促進等に取り組む。

2

11月1日 (月)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第83回)	
	<p>➢ 9月末の緊急事態措置終了後、段階的緩和を図ってきた秋の特別対策は、10月31日をもって終了。</p> <p>➢ 感染状況を踏まえ、全道を警戒ステージ2から1に移行。</p>	
	冬の感染拡大防止に向けて	
	実施内容	<p>気温の低下や積雪の季節を迎え、屋内で暖房や窓を閉めた活動が増えます。また、社会経済活動も活発となることから、感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。</p>
対象地域	全道域	
期間	令和3年11月1日(月)～	

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- 屋内での活動が増える冬の到来を迎え、改めて基本的な感染対策の徹底を周知することは重要であると考えます。
飲食店等における道の認証制度の拡大に際しては、商工会等との連携を図ることにより、地域の実態に即した認証制度として定着することが期待される。
- 11月1日からのステージ1への移行、冬の感染拡大防止に向けての注意喚起を図りつつ、新しい旅のスタイルなど3事業の利用拡大などに異論なし。但し、感染拡大防止に向けた取組への啓発・発信を忘れずをお願いしたい。
- 様々な事業の再開についても問題なし。この時期に学校・施設・病院などに感染予防の徹底を図る講師の派遣などを通して、クラスターの発生を防いでいただきたい。
- 11月以降も新規感染者数が減少状態であっても、気を緩めず、引き続き感染防止の慎重な対応が必要。
- ワクチンの効果が期待されるが、諸外国の状況を見ると感染対策は引き続き必要で、継続的に周知することが重要と考える。

<市町村・関係団体の意見>

- 基本的な感染防止行動を前提としつつ、飲食の人数制限などの制約を解除することは全国的な傾向であり、本道の感染状況を踏まえると妥当と考える。
一方で、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証が現在行われているので、その検証結果も踏まえることで、感染防止対策の合理性に対する道民理解を深めながら、今後の感染防止と経済活動の両立に向けた施策に取り組んでいただきたい。

冬の感染拡大防止に向けて

対象地域: 全道域

要請・協力依頼の内容

【道民及び道内に滞在している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。
特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。

(特に外出の際は)

◆発熱や咳など体調が悪い場合には外出を控えましょう。

(特に飲食の際は)

◆飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。
特に、大人数の飲食の際は、より一層注意しましょう。

5

冬の感染拡大防止に向けて

【事業者への協力依頼】

協力依頼 内容

◆業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう。
職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組みましょう。

◆飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる
北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。

【学校への協力依頼】

協力依頼 内容

◆学校では、衛生管理マニュアルに基づき、全ての教育活動において、
感染防止に取り組みましょう。

6

冬の感染拡大防止に向けて

【イベントの開催についての要請】

人数上限 及び 収容率

- 人数上限※1
5,000人 又は 収容人数50%以内のいずれか大きい方
- 収容率※1
 - [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの※2
(席がない場合は適切な間隔)
 - [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの※3
(席がない場合は十分な間隔)

特措法第24条第9項

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、式典、展示会等

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

要請内容

- イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)の導入や名簿の作成などを徹底しましょう。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談してください。

7

道が市町村や関係団体等と連携して進める取組

道の取組

感染拡大防止に向けた取組

- (1) 予兆の早期探知と対応
 - 誰から感染したかを把握するための「さかのぼり調査」の徹底
 - 集団感染への迅速な対応(現地対策本部の迅速な設置、広域支援チームの迅速な編成等)
- (2) 感染防止意識の醸成を図る普及啓発
 - 屋内活動や会食機会の増加を見据え、基本的な感染防止行動の普及啓発
 - 忘年会、クリスマス、年末年始など、季節的な行事に当たっての普及啓発
 - 漫画やイラストの活用など、若者に向けた普及啓発
 - 地域の感染状況に応じた振興局毎の普及啓発

医療提供体制の確保

- 感染拡大に備えるための新たな方針の策定
- 「確保すべき病床数」「保健所・地域の医療機関の体制」を盛り込んだ「保健・医療提供体制確保計画」の策定
- 新たな方針や計画を踏まえた医療提供体制の着実な整備・確保

ワクチン接種の促進

- 若年層の接種率向上に向けた普及啓発
- ワクチンの効果や接種後の感染防止に関する普及啓発
- 3回目の接種に向けた市町村への支援

日常生活の回復に向けた取組

- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の普及促進
- 国が行う技術実証との連携による課題の整理等

8

(2)11月30日からの対策(年末年始における感染拡大防止に向けて)

指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	10万人あたり 新規感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合	検査 陽性率	病床使用率	重症者用 病床使用率	10万人あたり 療養者数
全道 11/29	1.5人/週 (79人)	減少	35.4%	減少 0.7%	2.9% (57床)	1.5% (2床)	3.0人 (157人)
うち札幌市	1.9人/週 (38人)	—	21.1%	— 0.7%	4.0% (23床)	2.1%	4.0人 (78人)
ステージ4基準	25人/週以上	—	50%以上	10%以上	50%以上	50%以上	30人以上
ステージ3基準	15人/週以上	—	50%以上	5%以上	20%以上	20%以上	20人以上
ステージ2基準	2人/週以上	—	50%以上	増加	増加	増加	増加
ステージ1基準	—	—	—	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

9

対策の必要性

- 「オミクロン株」については、国立感染研が「懸念すべき変異株」に指定し、国は、全世界からの外国人の入国を原則停止することを決定。道としても、情報収集を進め、ゲノム解析などにより、変異株の早期探知・早期介入に向けた体制を整える。
- 年末年始の忘年会等の行事により、普段会わない方と会う機会等も増えることから、いつもと体調が違うと感じたときには、外出等を控え、積極的な診療・検査を受けるなど、感染防止行動の実践を呼びかける。
- 今般、「保健・医療提供体制確保計画」を策定したが、医療機関別の確保病床数等の公表方針などが国から示されたことから、医療機関と再度、調整した上で、確保病床数を速やかに確定する。
- 新たなレベル分類の導入の検討を進めるとともに、第三者認証制度の普及促進やワクチン・検査パッケージ制度の円滑な運用等に向け、取組を進める。
- 3回目接種は、2回目接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、来月から順次開始される。円滑なワクチン供給など、市町村への支援等に取り組む。

10

11月30日 (火)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第86回)	
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「冬の感染拡大防止に向けて」は、11月29日をもって終了。 ➤ 「年末年始における感染拡大防止に向けて」により、基本的な感染防止行動の実践を呼びかけ。 	
	年末年始における感染拡大防止に向けて	
	実施内容	忘年会やクリスマス、お正月、新年会、成人式等の行事により、普段会わない方と会う機会も増え、屋内における活動も活発となります。感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。
対象地域	全道域	
期間	令和3年11月30日(火)～	

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- オミクロン株の発生など予期せぬ事態にも臨機応変に対応願う。
- 感染拡大防止対策に関して、飲食の際の会話時のマスク着用は、ほとんど意識・実践されていないように見受けられる。この点について、なにかよい工夫や呼びかけが必要と考えており、引き続き検討をお願いしたい。
- 若い方達に情報を届ける手段として、漫画やイラストの活用を挙げているが、どの媒体を使うかがとても大きいと考える。人々の目に留まりやすい場所での情報発信や、道内で多くの若者がフォローするようなインフルエンサーなどの協力を得ていくことが重要と考える。
- 3回目のワクチン接種ができるだけ早く行われればと思っている。

年末年始における感染拡大防止に向けて

対象地域：全道域

要請・協力依頼の内容

【道民及び道内に滞在している皆様への協力依頼】

協力依頼 内容

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。
特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。

(特に帰省・旅行の際は)

- ◆いつもと体調が違ふと感じた場合には外出や移動を控え、積極的に診察や検査を受けましょう。
- ◆混雑している場所はできるだけ避けましょう。
- ◆普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践しましょう。

(特に飲食の際は)

- ◆忘年会、新年会などの際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。
特に、大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層注意しましょう。

13

年末年始における感染拡大防止に向けて

【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容

- ◆業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう。(特措法第24条第9項)
職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組みましょう。
- ◆飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。

【学校への協力依頼】

協力依頼 内容

- ◆学校では、衛生管理マニュアルに基づき、全ての教育活動において、感染防止に取り組みましょう。

14

年末年始における感染拡大防止に向けて

【イベントの開催についての要請】

人数上限 及び 収容率

○人数上限※1
5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方

特措法第24条第9項

○収容率※1
[100%以内] 大声なし（席がない場合は適切な間隔）
[50%以内] 大声あり※2（席がない場合は十分な間隔）

〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉

○人数上限
収容定員まで

○収容率
100%以内

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください（緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する旨の公示がされた場合、感染状況等に応じて措置内容を別途、決定します）

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する
（参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出）

要請内容

- イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)の導入や名簿の作成などを徹底しましょう。

15

道が市町村や関係団体等と連携して進める取組

道の取組

感染拡大防止に向けた取組

(1) 予兆の早期探知と対応

- 誰から感染したかを把握するための「さかのぼり調査」の徹底
- 集団感染への迅速な対応
（現地対策本部の迅速な設置、広域支援チームの迅速な編成等）

(2) 感染防止意識の醸成を図る普及啓発

- 屋内活動や会食機会の増加を見据え、基本的な感染防止行動の普及啓発
- 忘年会、クリスマス、お正月、新年会、成人式など、季節的な行事に当たっての普及啓発
- 漫画やイラストの活用など、若者に向けた普及啓発
- 地域の感染状況に応じた振興局毎の普及啓発

新たな変異株への対応

- オミクロン株の早期探知・早期介入に向けた監視体制の強化

医療提供体制の確保

- 感染拡大に備えるための「保健・医療提供体制確保計画」を踏まえた医療提供体制の着実な整備・確保

ワクチン接種の促進

- ワクチンの効果や接種後の感染防止に関する普及啓発
- 3回目の接種に向けた市町村への支援
- 1・2回目未接種の方に向けた普及啓発

日常生活の回復に向けた取組

- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の普及促進
- ワクチン・検査パッケージ制度の着実な運用

16

新型コロナウイルス感染症に関する北海道における レベル分類

指標の状況

12/7	レベル (注)	移行指標				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人当たり 新規 感染者数	10万人当たり 療養者数	新規 感染者数 今週 先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	1	1.9% (39床)	0.7% (1床)	0.6人/週 (30人/週)	1.6人 (83人)	0.41	23.3%	0.2%
札幌市	1	3.8% (23床)	2.2% (1床)	0.7人/週 (14人/週)	2.6人 (51人)	0.38	21.4%	0.2%
札幌市を 除く地域	1	1.1% (16床)	0.0% (0床)	0.5人/週 (16人/週)	1.0人 (32人)	0.44	25.0%	0.2%
レベル1 移行指標		—	—	散発的に発生	—			
レベル2 移行指標		20%	20%	15人/週	20人			

※()は実数。 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較。

※年代別新規感染者数等の指標についても、別途モニタリングを実施するとともに、将来の病床数を予測するツールについては、今後、感染拡大局面における活用を検討。

(注) 12月7日現在の状況をレベル分類にあてはめ参考指標として記載(レベル分類は12月8日から運用開始)

17

決定

12月8日 (水)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第87回)
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 11月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「新たなレベル分類の考え方」を提示。 ➢ 12月8日、国の分科会のレベル分類を踏まえて、道の警戒ステージを見直し、「新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類」を導入。 ➢ 感染状況を踏まえ、全道をレベル1に設定。

北海道におけるレベル分類に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- レベル2への移行に際し、第5波のデータ分析を基に新規患者数や療養者数並びに病床使用率を指標とすることについて異論なし。
- 不確定要素も多く、現時点では十分なものと思う。今後の情勢推移に応じて適時修正願う。
- 感染状況が、目まぐるしく動いている。今までの経験を活かして、ためらうことなく、機動的に対策を取るようお願いする。
- 「4.地域を対象とした運用」にあるように、広域かつ地域で特性が異なる北海道では、特に札幌市で指標を運用する必要があると強く感じる。次の波が生じた際、道民一人一人が自分ごととして必要な対応が取れるよう、呼びかけをお願いする。
- 感染状況の変化に応じた速やかな対応をお願いする。

<市町村・関係団体の意見>

- レベル2における対応の目安として、「感染リスクが高まる場面や行動の回避を要請等」はやむを得ないと考えるが、具体的な内容が示されていないことから、実際に運用する際には事業者側の対応に混乱が生じないよう、その内容と支援策について、事前の周知に努めていただきたい。

18

北海道における新たなレベル分類

1 目的

- ワクチンの接種や治療薬の開発が進む中、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活や社会経済活動の回復を促進する。
- このため、新規感染者数等を注視しつつ、医療のひっ迫に重点を置き、感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じていく。

2 各レベルの位置付け

レベル0及びレベル1

- 新規感染者数ゼロを維持できている状況を「レベル0」、一般医療が安定的に確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状態を「レベル1」とする。「レベル1」の状況が維持されることを目指して対策を講じる。

レベル2

- 新規感染者の増加が見られ、医療の負荷が生じはじめている状況。このレベルが続くと、新規感染者数が短期間に急速に増加し、医療のひっ迫が進む可能性があることから、警戒を強化して感染リスクを回避するための対策を講じる。

レベル3

- 一般医療を相当程度制限しなければならない状況。このレベルが続くと、必要な人への適切な医療が提供できなくなることが想定されることから、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などの「強い対策」が求められる。

レベル4

- 最大確保病床数を超えた数の入院が必要となり、一般医療を大きく制限しても新型コロナウイルス感染症に対応できない、避けなければならない状況。さらなる「強い制限を伴う対策」が求められる。19

北海道における新たなレベル分類

3 指標の設定

- ワクチンの接種や治療薬の開発が進んだことにより、軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用が減少していることなどを踏まえ、医療ひっ迫の状況に重点を置くという国の分科会の考え方にに基づき、設定する。
- また、新規感染者数は感染拡大の先行指標であり、感染経路の把握や濃厚接触者の特定が適切に実施されなければ医療のひっ迫を招く結果となりかねないことから、レベル2までの状況については、新規感染者数や療養者数を考慮した指標を設定する。
- さらに、感染動向を的確に把握するため、感染経路不明の割合やPCR陽性率、新規感染者数の今週先週比などの指標についてモニタリングを実施するとともに、将来の病床数を予測する「予測ツール」についても、その特性や課題に留意しながら活用を図り、感染状況等について、総合的な分析、評価を行う。

4 地域を対象とした運用

- 本道の医療提供体制は、札幌市への高度医療の集積、地方部の医療資源の偏在といった特徴から、3次医療圏を単位としてその体制を整備しつつ、必要に応じて圏域外への搬送を行い、機能を補完している。
- このため、レベルの運用については、原則、全道域で行いつつ、人の往来が多く、感染拡大の中心となってきた札幌市内における対策の重要性を踏まえ、札幌市を対象とした運用を行う。
その上で、対策を講じる際には、札幌市への通勤や通学による感染の広がりなども考慮し、周辺市町村を対象とすることについても検討を行う。
- さらに、地域の感染状況等については、適切にモニタリングを行い、分かりやすく発信するとともに、医療への負荷の状況を踏まえつつ、感染の広がりや他地域に波及する可能性等を考慮しながら、地域を限定した対策を個別に検討し、機動的に取り組む。

北海道における新たなレベル分類

5 レベルごとの対応の目安(変異株の影響により感染拡大が急速に進む場合など、必要に応じ対策を前倒しする)

レベル0

- 新規感染者数ゼロを維持していくため、基本的な感染防止行動の実践を促進する。

レベル1

- 新規感染者が増加しないよう、特に、感染リスクが高まる場面や行動などに留意して基本的な感染防止行動の実践を働きかける。
- 感染経路の把握や濃厚接触者の特定を徹底しながら、必要に応じ、幅広い行政検査を実施する。

レベル2

- 急速な感染拡大による医療のひっ迫を防ぐため、警戒感を高めながら、感染リスクが高まる場面や行動を回避するよう、必要な要請等を行う。さらに、一定期間(2週間程度)感染の拡大が継続する場合には、基本的対処方針に基づき、さらなる制限を伴う要請を行うとともに、まん延防止等重点措置の国への要請の検討を行う。
さらにその後も感染の拡大が継続する場合には、感染状況を踏まえつつ、レベル3への移行も見据え、緊急事態措置の実施も含めた国との協議を行う。
- 保健所の体制強化を行い、さらなる疫学調査の徹底を図るとともに、入院療養、宿泊療養、自宅療養の一体的な運用による医療提供体制の強化を図る。

レベル3

- 国と協議しながら、基本的対処方針に基づき、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の下で、強い制限を伴う要請を行う。

レベル4

- 国と協議しながら、基本的対処方針に基づき、更なる強い制限を伴う要請を行う。

21

北海道における新たなレベル分類

6 移行指標及び対応の目安

レベル	移行指標	対応の目安
0 感染者 ゼロレベル	一定期間(2週間程度)新規感染者数ゼロの日が継続	○基本的な感染防止行動の実践の促進
1 維持すべき レベル	新規感染者が散発的に発生	○特に感染リスクが高まる場面や行動に留意した基本的な感染防止行動の実践を働きかけ
2 警戒を強化 すべき レベル	①「病床(又は重症病床)使用率」が20%を超える ②「新規感染者数」が10万人あたり15人/週を超える ③「療養者数」が10万人あたり20人を超える ①～③の全てを満たす	○感染リスクが高まる場面や行動の回避を要請等 ○一定期間(2週間程度)感染の拡大が継続する場合には、さらなる制限を伴う要請を行うとともに、まん延防止等重点措置の国への要請を検討 ○さらに、感染の拡大が継続する場合には、レベル3への移行も見据え、緊急事態措置の実施について国と協議
3 対策を強化 すべき レベル	「病床(又は重症病床)使用率」が50%を超える	○緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の下で、強い制限を伴う要請
4 避けたい レベル	「病床使用率」が100%を超えるおそれがある	○さらなる強い制限を伴う要請 (例)外出自粛、飲食店の休業、施設の使用停止、イベントの中止、公共交通機関のダイヤの大幅見直し、職場の出勤者数の大幅削減等

◆移行の判断に当たっては、将来の病床数を予測するツールに加え、感染経路不明割合や陽性率など様々な指標をモニタリングし、感染状況等の分析や評価を行う。

◆変異株の影響により感染拡大が急速に進む場合など、必要に応じ、レベルの移行や対策を前倒しする。

22

国の基本的対処方針における要請等の考え方

23

北海道における新たなレベル分類

行動変容	
主な要請・協力依頼	
下記区域以外で感染拡大の傾向が見られる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛する ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける(注)
まん延防止等重点措置区域	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛する ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える(注) ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛する ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける(注)
緊急事態措置区域	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛する ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控える(注) ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける(注)

(注) ワクチン・検査パッケージ適用で例外規定あり

※ 上記のほか、感染が拡大傾向にある場合には、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請する。

※ 基本的対処方針の改定に伴い、要請等の内容については変更となる。

24

北海道における新たなレベル分類

飲 食			
	認証店		非認証店
下記区域以外で感染拡大の傾向が見られる場合	時短要請なし・酒類提供可 (協力金なし)	VTP(注)適用で人数制限なし 5人未満の会食を要請	20時までの時短要請・酒類提供可 (協力金あり)
まん延防止等重点措置区域	21時までの時短要請・酒類提供可 (協力金あり) 〔都道府県の判断により〕 時短要請なし・酒類提供可 (協力金なし)		20時までの時短要請・酒類禁止 (協力金あり)
緊急事態措置区域	20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業)(協力金あり) 〔都道府県の判断により〕 21時までの時短要請・酒類提供可 (協力金あり)		20時までの時短要請・酒類禁止 (協力金あり)

(注)VTP:ワクチン・検査パッケージ

※基本的対処方針の改定に伴い、要請内容については変更となる。

25

北海道における新たなレベル分類

イベント					
	大声の有無	5千人以下	5千人超～1万人以下	1万人超～2万人	2万人超
下記以外の区域	なし	100%	5千人	50%	
	あり	計画(注)策定で収容定員まで可			
まん延防止等重点措置区域	なし	100%	5千人	計画(注)策定で収容定員まで可	計画策定で上限2万人 (VTP(注)適用で人数上限なし)
	あり	50%		5千人	
緊急事態措置区域	なし	100%	5千人	計画(注)策定で収容定員まで可	計画(注)策定で上限1万人 (VTP(注)適用で人数上限なし)
	あり	50%		5千人	

(注)VTP:ワクチン・検査パッケージ、計画:感染防止安全計画

※基本的対処方針の改定に伴い、要請内容については変更となる。

26

(3)1月7日からの対策(冬期間における感染拡大防止にむけて)

指標の状況

1/6	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	1	4.5% (92床)	0.0% (0床)	3.9人/週 (204人/週)	4.8人 (250人)	1.41	33.8%	2.2%
札幌市	1	6.1% (37床)	0.0% (0床)	5.6人/週 (109人/週)	6.8人 (134人)	1.14	38.5%	2.2%
札幌市を 除く地域	1	3.9% (55床)	0.0% (0床)	2.9人/週 (95人/週)	3.6人 (116人)	1.94	28.4%	2.2%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

27

対策の必要性

- 国内におけるオミクロン株の広がりや年末年始の人の移動の活発化の影響を踏まえると、道内でも今後の感染拡大が想定されることから、冬期間における感染拡大防止に向けて新年会や成人式などの場面における感染防止行動の実践等について呼びかける。
- 海外や道外に滞在歴のある患者及び感染経路不明の患者については、原則、すべての検体のゲノム解析を実施するとともに、デルタ株スクリーニング検査も併せて実施。また、国の取扱いに基づき、オミクロン株スクリーニング検査を速やかに実施できるよう準備を進める。
- 経口治療薬の提供の支援、無料検査の実施など必要な対応を進めるほか、国通知に基づき、オミクロン株による患者は症状に応じて入院や宿泊療養、自宅療養とするとともに、濃厚接触者は自宅療養とし、デルタ株と同様の取扱いとする。
- 国の動向等を注視し、医療従事者や高齢者等への接種の前倒しを含め、ワクチンの3回目接種の円滑な実施に向けた市町村支援に取り組む。

28

1月7日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第89回)	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「年末年始における感染拡大防止に向けて」は、1月6日をもって終了。 ➢ 「冬期間における感染拡大防止に向けて」により、基本的な感染防止行動の実践を呼びかけ。 	
	冬期間における感染拡大防止に向けて	
	実施内容	寒い日が続き、屋内における活動も増える中、国内でのオミクロン株の感染の広がりも踏まえ、道内の感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。
	対象地域	全道域
期間	令和4年1月7日(金)~	

対策に対する主な意見①

<有識者・専門家からの意見>

- 感染予防対策に少し気のゆるみが生じているように感じる。長期間となっているので仕方がないかもしれないが、今一度、きちんとした感染予防を道民に訴えていただきたい。
- 年末年始を経て、沖縄、山口、広島はもちろん、東京、大阪でも感染者が急増しており、北海道でも時間の問題と思われる。これまでに言われているように重症化割合が低いとしても、今後若い人から高齢者に感染が広がること、陽性者数自体が増えれば重症者も増えてくることから、医療機関連携体制と病床の確保、宿泊療養施設の確保、自宅・宿泊療養者の効率的かつ妥当な健康管理システムの運用とともに、感染の広がりを抑えるための積極的疫学調査実施のための人員の確保、特に重症化リスクが高い方やそのような方に接する方、社会インフラに関わる職種の方を中心とした方に迅速なワクチン接種が望まれる。また、陽性にならなくても濃厚接触者にあたるために仕事ができない医療従事者や社会インフラを支える方々の増員がタイムリーにできるよう、モニタリングと連携を進めていただきたい。
- オミクロン株の感染拡大防止のためにも、道民への強力な注意喚起が必要と考える。
- オミクロン株による感染事例の確認や新規患者数の増加傾向を踏まえ、「冬期間における感染拡大防止に向けて」対策を強化することは必要と考える。国の方針変更を踏まえ、オミクロン株の感染者及び濃厚接触者に対する対応の見直しを行うことについては理解するが、特に感染者については病状の急変に的確に対応できる体制を整えていただきたい。また、オミクロン株による軽症や無症状の感染者による感染拡大を防ぐためには、検査を受ける機会の確保が重要であることから、より身近なところで検査が受けられるよう無料検査事業者の配置拡大を速やかに進めてほしい。
- 総評の「今後の対策」の3つ目の○、オミクロン株に罹患した患者の取り扱いのところ、宿泊、自宅療養においては訪問診療や往診などの体制を確保していただきたい。冬休みが終わり学校での感染拡大や家庭内感染の増加が懸念される。とりわけ、感染力の強いオミクロン株のまん延に対応できるよう、学校・家庭・行政との連携や対処方針について確認・共有しておく必要があると考える。

＜有識者・専門家からの意見＞

- 本日の感染者数を拝見すると、まん延防止等重点措置を早急に準備した方が良くかと思われる。
- 無料検査所の拡大にしっかり取り組んでいただきたい。

＜市町村・関係団体の意見＞

- 全国では、オミクロン株によると思われる新規感染者が増加している状況である。北海道においても、オミクロン株の感染者が確認されており、今後、感染拡大が想定されることから、三次医療圏ごとに設置している宿泊療養施設の早期再開について、お願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染症と共存した経済活動再開のためには、他県でのまん延防止等重点措置の適用や道内でのオミクロン株の感染確認を踏まえた取組を1日でも早急に行うことに賛成。道内全域への「無料検査事業所」の拡大と、PCR検査の道民への強力な呼びかけを期待する。
- 集団感染の発生状況の表の区分について、十勝では「遊技施設」でクラスターが発生しており、「飲食店等」を例えば「飲食店」と「飲食店以外」とするなど、細分化したほうが実態を理解しやすく、今後の対策を検討する上でも参考になるのではないか。
- 日常生活での感染防止対策の基本は、手洗いやマスクの着用、「密」を避けることなどであり、これまでと変わることはない。道庁からは道民に対し、冷静かつ効果的な対応の呼びかけが重要であり、実効性ある行動を促す、効果的な情報提供をお願いしたい。
また、過去、クラスターが発生してきた医療機関、高齢者施設などに向けても感染防止対策、「ゼロ密」の徹底を呼びかけていただきたい。ワクチン接種についても、オミクロン株により、道民の関心が高まっている今が好機であり、1人でも多くの道民が接種するよう、具体の行動に結びつく対応をいただくとともに、3回目のワクチン接種についても、加速させていけるよう進めていただきたい。道民、道、自治体など、それぞれの対応が有機的に効果を発揮し、マイナス影響を最小限にとどめられるよう、考え得る対策を総動員して、スピード感を持って対応されることを期待している。

冬期間における感染拡大防止に向けて

対象地域：全道域

要請・協力依頼の内容

【道民及び道内に滞在している皆様への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容

（日常生活において）

- ◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。
- ◆症状のある方、いつもと体調が違うと感じた方は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診しましょう。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、オミクロン株の感染拡大により、感染に不安を感じる無症状の方は検査を受けましょう。（特措法第24条第9項）

（特に外出の際は）

- ◆混雑している場所ではできるだけ避けましょう。
- ◆普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践しましょう。
- ◆まん延防止等重点措置の対象県（※）への不要不急の移動は、極力控えましょう。
※広島県、山口県、沖縄県

（特に飲食の際は）

- ◆新年会などの際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。特に、大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層注意しましょう。

冬期間における感染拡大防止に向けて

【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容

- ◆業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう。(特措法第24条第9項)
職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組みましょう。
- ◆飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる
北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。

【学校への協力依頼】

協力依頼 内容

- ◆学校では、衛生管理マニュアルに基づき全ての教育活動において、
感染防止に取り組みましょう。

33

冬期間における感染拡大防止に向けて

【イベントの開催についての要請】

人数上限 及び 収容率 (※1)

- 人数上限
5,000人又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方

特措法第24条第9項

- 収容率
[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)

〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉

- 人数上限 収容定員まで
- 収容率 100%以内

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください(緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する旨の公示がされた場合、感染状況等に応じて措置内容を別途、決定します)

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する

(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

要請内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)導入や名簿の作成などを徹底しましょう。

34

感染拡大防止に向けた取組

- (1) 予兆の早期探知と対応
- 誰から感染したかを把握するための「さかのぼり調査」の徹底
 - 集団感染への迅速な対応
(現地対策本部の迅速な設置、広域支援チームの迅速な編成等)
- (2) 感染防止意識の醸成を図る普及啓発
- 屋内活動や会食機会の増加を見据え、基本的な感染防止行動の普及啓発
 - 新年会、成人式など、季節的な行事に当たっての普及啓発
 - 漫画やイラストの活用など、若者に向けた普及啓発
 - 地域の感染状況に応じた振興局毎の普及啓発

新たな変異株への対応

- オミクロン株の早期探知・早期介入に向けた監視体制の強化
- 感染に不安を感じる無症状の方を対象とする無料検査の実施

医療提供体制の確保

- 感染拡大に備えるための「保健・医療提供体制確保計画」を踏まえた医療提供体制の着実な整備・確保

ワクチン接種の促進

- ワクチンの効果や接種後の感染防止に関する普及啓発
- 3回目の接種に向けた市町村への支援
- 1・2回目未接種の方に向けた普及啓発

日常生活の回復に向けた取組

- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の普及促進
- ワクチン・検査パッケージ制度の着実な運用

35

(4) 1月27日からの対策(まん延防止等重点措置)

指標の状況

1/24	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	21.5% (445床)	0.0% (0床)	186.2人/週 (9,734人/週)	216.0人 (11,293人)	3.10	63.0%	20.2%
札幌市	2	16.9% (105床)	0.0% (0床)	271.3人/週 (5,322人/週)	299.9人 (5,882人)	3.45	77.3%	22.3%
札幌市を 除く地域	2	23.6% (340床)	0.0% (0床)	135.0人/週 (4,412人/週)	165.6人 (5,411人)	2.76	45.7%	18.2%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

36

対策の必要性

- 道では、1月21日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、1月25日、国の対策本部において、重点措置を実施すべき区域として決定される見込み。
- 重点措置の下、全道において、感染リスクが高まる場面や行動を避けるなど、感染防止行動の徹底を図る。
- 急速な感染拡大に対応していくため、陽性者の療養先の迅速な決定、経口治療薬等の投与による重症化予防の徹底、疫学調査の重点化、自宅療養者の方への支援体制の強化など、必要な方を確実にかつ適切に医療機関につなげていく取組を進める。

決定

対策の期間：令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

1月25日 (火)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第92回)	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1月21日、全道をレベル1から2に移行し、まん延防止等重点措置の適用を要請 ➢ 1月25日、国のまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、「北海道におけるまん延防止等重点措置」を決定 	
	北海道におけるまん延防止等重点措置	
	実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。
	措置区域	全道域
期間	令和4年1月27日(木)～2月20日(日)	

＜有識者・専門家からの意見＞

- オミクロン株の特性に応じて、今までとは異なる柔軟な対応策をお願いする。
- 北海道におけるまん延防止等重点措置について、各界各層への要請事項について了解した。北海道全域に広がっている感染であり、迅速な対応であったと理解する。
- 検査キットの不足により都道府県が実施している無料検査所の運営に支障を来しているとの報道が見られることから、利用者に対する適切な情報提供を行って頂きたい。
- オミクロン株感染の急拡大により、当院でも職員や職員家族の感染が増え対応に苦慮している。検査キットも供給不足が予測され、早く感染のピークが過ぎることを念じている。感染対策の基本の一つは、ワクチン接種であることから、3回目のワクチン接種が可能な限り速やかに進行することを願う。

＜市町村・関係団体の意見＞

- 「積極的疫学調査の重点化」については、濃厚接触者になった場合に、行政はどのように措置するのか、また自身はどう対応すべきかなど、道民にとって重大な関心事であり、道においては、行政の対応の変更内容を丁寧に道民に情報提供するとともに、道民や事業者がとるべき対応についても、ホームページなどでの発信や、各種団体等を通じて情報を伝達するなどして、一層の周知徹底に努めていただきたい。

北海道におけるまん延防止等重点措置

措置区域：全道域

要請・協力依頼の内容

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

- (日常生活において)
- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
※不織布マスクを推奨、以下同じ
 - ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)
 - ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)
- (特に外出の際は)
- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。(特措法第24条第9項)
 - ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
 - ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

北海道におけるまん延防止等重点措置

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。
(特措法第31条の6第2項)
- ◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。
(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。
(協力依頼)

41

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)

要請・協力依頼内容

- 【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)
 - ◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。
※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)
 - 【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)
 - ◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。
 - ◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項)
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
 - ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)
 - ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)
 - ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)
- ※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

【飲食店等に対する協力金】1月27日～2月20日まで全期間(25日間)協力
 (認証店)①の場合)中小企業・個人事業者:1店舗あたり62.5万円～187.5万円、大企業:1店舗あたり最大500万円
 ②の場合)中小企業・個人事業者:1店舗あたり75万円～250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円
 (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり75万円～250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円

42

北海道におけるまん延防止等重点措置

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限 及び 収容率 (※1)

- 人数上限
5,000人
- 収容率
[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)
- 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉
- 人数上限※4
20,000人
- 収容率
100%以内

特措法第24条第9項

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください

- ※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)
- ※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する
- ※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)
- ※4 対象者全員検査及びフクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない

要請・ 協力依頼 内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※ 1月28日までにチケットが販売されたイベントに限り、人数上限及び収容率等を満たさずともキャンセル不要と扱う。1月29日以降に販売開始されるチケットは人数上限及び収容率等を満たすこと。

43

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容

施設の種類	施設の例	要請・協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項) ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など ◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
博物館等	博物館、美術館 など	

44

北海道におけるまん延防止等重点措置

【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容

- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる5つの場面」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)
- ◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)
- ◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む。(協力依頼)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

45

北海道におけるまん延防止等重点措置

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は、校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

46

(5)2月21日からの対策(まん延防止等重点措置改定)

指標の状況

2/17	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	39.6% (818床)	6.0% (8床)	394.6人/週 (20,632人/週)	572.4人 (29,929人)	0.85	63.2%	36.4%
札幌市	2	46.3% (288床)	8.9% (4床)	536.5人/週 (10,523人/週)	643.7人 (12,627人)	0.81	84.1%	44.7%
札幌市を 除く地域	2	36.7% (530床)	4.5% (4床)	309.4人/週 (10,109人/週)	529.6人 (17,302人)	0.89	41.6%	30.4%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

対策の必要性

- 新規感染者数は減少が見られるものの、3千人を超える日もあるなど、依然、高い水準で推移している。また、病床使用率は増加が続いており、今後もその負荷は高まるとの懸念も示されている。新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、まん延防止等重点措置の延長を踏まえ、引き続き、全道において、市町村や関係団体と連携し、感染リスクが高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- 治療が必要な方を確実に医療機関につなげられるよう、重症化リスクの高い方への健康観察や医療提供を重点的に取り組む。
- ワクチンについては、道の集団接種会場の活用を含め、市町村による接種や職域接種を支援し、高齢者等への追加接種の加速化に向け取り組む。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第96回)

- 国のまん延防止等重点措置の延長を踏まえ、「北海道におけるまん延防止等重点措置」を改定

北海道におけるまん延防止等重点措置

新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、まん延防止等重点措置の下、感染力の強いオミクロン株の特徴を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。

オミクロン株の特徴に関する知見

第72回(令和4年2月16日)
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

【感染性・伝播性】

オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】

国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロソルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】

オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、オミクロン株感染による入院例が既に増加している。

【ワクチン効果】

初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、入院予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によるオミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復することも報告されている。

2月18日
(金)

措置区域 全道域

期 間 令和4年2月21日(月)~3月6日(日)

49

対策に対する主な意見

＜有識者・専門家からの意見＞

- 新規感染者の減少がみられるとはいえ、高齢者の感染が増加している。このことは、従来より、医療への負荷が増すことにつながり、今回の措置の延長はやむを得ないと考える。高齢者施設を含めた高齢者へのワクチン接種の迅速化をお願いする。
- 医療や保育・高齢者施設では、集団感染を前提とした施設運営と事業継続が求められており、基本的な感染対策の徹底はもちろん、医療機関や福祉施設への直接的な感染対策支援事業を引き続き強化していただきたい。
- 今回の感染状況を見ると、学校での感染から、家族への感染と広めているなどの事例が多いように見られるので、感染が広がっている学校においては、学級閉鎖という対応ではなく、思い切って学校全体を臨休にするなどの対応が必要なのではないか。1週間、全校臨時休業にした学校があり、その後は、落ち着いているということ聞いた。中学校は高校入試もあることから、そうした思い切った対応はできないかもしれないが、状況にあった思い切った対応がとれる体制を期待する。
- 検査の陽性率だが、特に札幌市が高過ぎるので、新規感染者数の増減はあまり参考にならないと思う。ワクチン接種の加速、特に札幌市の接種の加速をお願いする。

＜市町村・関係団体の意見＞

- これまでのまん延防止等重点措置からの経過を踏まえ、より効果的な施策の見直しを進め、追加の施策を躊躇無く実行に移し、早期収束を目指していただきたい。クラスターが発生している業態、施設等に対しての更なる注意喚起や対策の追加等、納得感のある施策を期待したい。飲み薬の普及加速や自治体に対するワクチン3回目接種の更なる加速について、国に対し強く要請をお願いしたい。

50

北海道におけるまん延防止等重点措置

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

措置区域：全道域

要請・協力依頼の内容

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

51

北海道におけるまん延防止等重点措置

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。(特措法第31条の6第2項)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。(協力依頼)

52

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)</p>
要請・協力依頼内容	<p>【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、 ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。 ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)</p> <p>【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。</p> <p>◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項) ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。</p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</p>
<p>【飲食店等に対する協力金】2月21日～3月6日まで全期間(14日間)協力 (認証店)①の場合)中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円 ②の場合)中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円 (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円</p>	

53

北海道におけるまん延防止等重点措置

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率 (※1)	<p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔) [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉</p> <p>○人数上限※4 20,000人</p> <p>○収容率 100%以内</p> <p>※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください</p>	特措法第24条第9項
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	
<p>※ 2月21日以降に販売開始されるチケットは、引き続き人数上限及び収容率等を満たすこと。</p>		

54

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容	施設の 種類	施設の例	要請・協力依頼内容
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<p>◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)</p>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
博物館等	博物館、美術館 など		

55

北海道におけるまん延防止等重点措置

【事業者への要請・協力依頼①】

要請・協力依頼内容	<p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)</p> <p>◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点に加え、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)</p> <p>◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)</p> <p>◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。 (協力依頼)</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

56

北海道におけるまん延防止等重点措置

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・ 協力依頼 内容

(保育所、認定こども園等において)

- ◆職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染リスクの高い活動を避けるとともに、少人数に分割した保育、保護者参加の行事の延期等を含め大人数での行事を自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促す。(満2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。)(協力依頼)

(高齢者施設等において)

- ◆レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討や通所施設において、動線を分離するなど、感染対策をさらに徹底する。(特措法第24条第9項)

57

北海道におけるまん延防止等重点措置

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

58

緩和 開始日	令和4年3月1日より段階的に緩和
入国者の 待機期間	7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要
	〔オミクロン株に係る指定国・地域〕 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 〔ワクチン3回目追加接種者〕 (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除
外国人の 新規入国	受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める
入国者総 数の上限	1日当たり3,500人目途⇒5,000人目途に引き上げ

	入院	自宅等	
		有症状	無症状
感染者	発症した日の翌日から10日間 かつ症状軽快後72時間経過など	発症した日の翌日から 10日間かつ症状軽快後 72時間経過など	検体採取日の翌日から 7日間 10日間経過まで検温等の健康観察
濃厚 接触者	同居者以外	同居者	
	感染者と接触した日の翌日から7日間	次のいずれか遅い方の日の翌日から7日間※ ※他の同居者が発症した場合は改めてその日の翌日から起算 ●感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日) 〔感染対策を行っていることが前提〕 ●感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日 社会機能維持者は5日間 〔次のいずれかの自費検査で陰性確認が必要 ●抗原定性検査で4日目と5日目に陰性を確認 ●PCR検査又は抗原定量検査で5日目に陰性を確認〕	
	10日間経過まで検温等の健康観察	感染者の療養終了まで検温等の健康観察	

(6)3月7日からの対策(まん延防止等重点措置改定)

指標の状況

3/3	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	37.5% (778床)	6.0% (8床)	276.9人/週 (14,479人/週)	439.5人 (22,979人)	0.86	62.2%	29.6%
札幌市	2	46.8% (296床)	8.9% (4床)	378.4人/週 (7,423人/週)	516.6人 (10,134人)	0.85	82.3%	42.1%
札幌市を 除く地域	2	33.4% (482床)	4.5% (4床)	216.0人/週 (7,056人/週)	393.2人 (12,845人)	0.88	41.0%	22.6%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

61

対策の必要性

- 急拡大してきた新規感染者数は減少が続いているものの、感染力の強いBA.2系統の感染事例が確認されたほか、医療機関での集団感染も継続し、病床使用率は高止まりとなっているなど、予断を許さない状況が続いている。新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、まん延防止等重点措置の延長を踏まえ、全道において、感染リスクが高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- 重点措置の期間中において、ワクチンの追加接種の加速化をはじめ、経口治療薬を提供する医療機関等や無料検査登録事業所の拡充、新たな行動制限の緩和も踏まえた第三者認証の取得促進など、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けた取組を集中的に進める。
- 今後、就職や卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクの高まる時期を迎えることから、こうした場面における対策の徹底を呼びかける。

62

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第96回)

➤ 国のまん延防止等重点措置の延長を踏まえ、「北海道におけるまん延防止等重点措置」を改定

北海道におけるまん延防止等重点措置

より感染力の強いオミクロン株のBA.2系統の感染事例が確認される中、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、まん延防止等重点措置の下、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。

オミクロン株の特徴に関する知見

第74回(令和4年3月2日)
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

【感染性・伝播性】
オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】
国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】
オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、オミクロン株感染による入院例が既に増加している。

【ワクチン効果】
初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、入院予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

【BA.2系統】
現状、国内におけるオミクロン株の主流はBA.1系統であるが、BA.2系統も検疫や国内で検出されており、その割合は増加する可能性がある。この場合、感染者数の増加(減少)速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。

措置区域 全道域

期 間 令和4年3月7日(月)~3月21日(月) ※まん延防止等重点措置を実施すべき期間については、国において決定される。

3月4日
(金)

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う重点措置の内容等については、新規感染者数の抑制を図るため、道民、事業者、学校等に対する現行の要請・協力依頼を継続することについて、やむを得ないものとする。
- 現行の感染防止対策において、ワクチンの3回目接種が重要な役割を担うことから、道内において遅れの見られる都市部での接種の促進に努めて頂きたい。
- ニュースを見ている、これ以上何をすればよいのだろうかと言った閉塞感が漂っている。道側からの強いアピールをお願いしたい。
- また、高齢者施設や学校でのクラスターの押さえこみをする具体的な方策を施設や学校に今一度浸透させる必要があるのではないかと考える。
- 無料検査の拡充にあたり、薬局での取り扱いが広がるよう、検査キットの安定的な確保・供給に向けて政府と連携するとともに、市町村との情報共有に努めていただきたい。
- 保健所による積極的疫学調査の重点化により、同居家族や病院、福祉施設以外は自ら疫学調査を行うことになっているが、その方法や対応が適正かどうかを点検してはいかかが。
- 新規感染者数は高止まりしているが、特に札幌市の陽性率と感染経路不明の割合が非常に高い状態である。実際の感染者数は、報告されている数の何倍もいると考えられるので、引き続き注意が必要と考える。

<市町村・関係団体の意見>

- 「感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けて」にある「無料検査の拡充」について、感染に不安のある無症状の方が、迅速に検査を行えるよう、しっかりと進めていただきたい。

北海道におけるまん延防止等重点措置

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

措置区域：全道域

要請・協力依頼の内容

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

65

北海道におけるまん延防止等重点措置

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。(特措法第31条の6第2項)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。(協力依頼)

66

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)</p>
要請・協力依頼内容	<p>【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、 ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。 ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)</p> <p>【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。</p> <p>◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項) ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。</p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</p>
<p>【飲食店等に対する協力金】3月7日～3月21日まで全期間(15日間)協力 (認証店)①の場合]中小企業・個人事業者:1店舗あたり37.5万円～112.5万円、大企業:1店舗あたり最大300万円 ②の場合]中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円 (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～150万円、大企業:1店舗あたり最大300万円</p>	

67

北海道におけるまん延防止等重点措置

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率 (※1)	<p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔) [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉</p> <p>○人数上限※4 20,000人</p> <p>○収容率 100%以内</p> <p>※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください</p>	特措法第24条第9項
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	
<p>※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな音量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する</p> <p>※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)</p> <p>※4 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない</p>		
<p>※ 3月7日以降に販売開始されるチケットは、引き続き人数上限及び収容率等を満たすこと。</p>		

68

北海道におけるまん延防止等重点措置

【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容	施設の 種類	施設の例	要請・協力依頼内容
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<p>◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)</p>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	運動施設 遊技施設 博物館等	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など 博物館、美術館 など	

69

北海道におけるまん延防止等重点措置

【事業者への要請・協力依頼①】

要請・協力依頼内容	<p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)</p> <p>◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点に加え、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)</p> <p>◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)</p> <p>◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。(協力依頼)</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

70

北海道におけるまん延防止等重点措置

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・ 協力依頼 内容

(保育所、認定こども園等において)

- ◆職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染リスクの高い活動避けるとともに、少人数に分割した保育、保護者参加の行事の延期等を含め大人数での行事を自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促す。(満2歳未満児のマスク着用は契めず、低年齢児については特に慎重に対応する。)(協力依頼)

(高齢者施設等において)

- ◆レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討や通所施設において、動線を分離するなど、感染対策をさらに徹底する。(特措法第24条第9項)

71

北海道におけるまん延防止等重点措置

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

72

感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けて 徹底して取り組む2週間

道の取組

ワクチンの接種加速

- 3月に多くの方が接種対象となる重症化リスクの高い高齢者への接種のほか、接種率の低い市町村における接種の加速化に向け、集中的な対策を実施
 - ・道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」の活用（予約枠拡大）
 - ・市町村の接種計画を踏まえた接種状況の確認、必要な助言・支援の実施
 - ・モデルナ社製ワクチンの積極的な活用を含めた交接種の理解促進等、集中的な広報・啓発

医療提供体制の確保

- 病床の確保
- 外来やオンライン診療などの体制整備
- 経口治療薬を提供する医療機関等の拡充

無料検査の拡充

- 抗原検査キットの流通状況も踏まえ薬剤師会と連携した薬局への働きかけ

第三者認証の取得促進

- 総合振興局・振興局による市町村等と連携した飲食店への働きかけ
- 認証店の積極的な利用の呼びかけ

73

〔参考〕

水際対策の緩和

<p>入国者の 待機期間</p>	<p>7日間の待機を原則 ※ ※ 3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要</p> <p>〔オミクロン株に係る指定国・地域〕 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間</p> <p>〔ワクチン3回目追加接種者〕 （指定国・地域） 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 （非指定国・地域） 自宅等待機免除</p>
<p>外国人の 新規入国</p>	<p>受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める</p>
<p>入国者総数 の上限</p>	<p>1日当たり5,000人目途 （3月14日より1日当たり7,000人目途）</p>

74

感染者	入院	自宅等	
		有症状	無症状
	発症した日の翌日から10日間 かつ症状軽快後72時間経過など	発症した日の翌日から 10日間かつ症状軽快後 72時間経過など	検体採取日の翌日から 7日間 10日間経過まで検温等の健康観察
濃厚接触者	同居者以外	同居者	
	感染者と接触した日の翌日から7日間 社会機能維持者は5日間 10日間経過まで検温等の健康観察	次のいずれか遅い方の日の翌日から7日間 ※ ※他の同居者が発症した場合は改めてその日の翌日から起算 ● 感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日) [感染対策を行っていることが前提] ● 感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日 (次のいずれかの自費検査で陰性確認が必要) ● 抗原定性検査で4日目と5日目に陰性を確認 ● PCR検査又は抗原定量検査で5日目に陰性を確認 感染者の療養終了まで検温等の健康観察	

(7)3月22日からの対策(年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」)

指標の状況

3/17	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	23.4% (490床)	3.0% (4床)	206.2人/週 (10,781人/週)	330.3人 (17,268人)	0.92	61.3%	24.7%
札幌市	2	30.7% (195床)	6.7% (3床)	260.7人/週 (5,113人/週)	357.0人 (7,002人)	0.89	83.6%	34.7%
札幌市を 除く地域	2	20.3% (295床)	1.1% (1床)	173.5人/週 (5,668人/週)	314.2人 (10,266人)	0.94	41.3%	19.6%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

- 新規感染者数及び病床使用率の減少傾向が継続する中、3月21日をもって、本道を対象としたまん延防止等重点措置を終了することが決定された。
- しかしながら、依然、1日1,000人を超える新規感染者が確認され、特に若い世代の割合が高くなっている中、今後、就職や卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクの高まる時期を迎えることとなる。今後の再拡大を防止することが重要であり、3月22日以降においても、年度末から年度始めにかけて、BA.2系統を含め、オミクロン株の感染力の強さを念頭におきながら、感染リスクの高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- また、ワクチンの3回目接種の一層の促進や医療提供体制の充実を図りながら、感染対策の徹底を前提として需要喚起策を再開するなど、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けた取組を進める。

決定

改定内容の適用期間:令和4年3月22日(火)~令和4年4月17日(日)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第102回)

- 「北海道におけるまん延防止等重点措置」は、3月21日をもって終了。
- 「年度末、年度始めにおける再拡大防止対策」により、基本的な感染防止対策を徹底。

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図る。
今後とも、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、医療提供体制の充実とワクチン接種の促進を図り、感染が再拡大する状況となった場合には、機動的に必要な対策を検討する。

3月18日
(金)

オミクロン株の特徴に関する知見

第76回(令和4年3月15日)
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード

【感染性・伝播性】

オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

【感染の場・感染経路】

国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

【重症度】

オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、現時点で分析されたオミクロン株による感染の致死率は、季節性インフルエンザの致死率よりも高いと考えられる。

【ワクチン効果】

初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下する。入院予防効果については、半年間は一定程度保たれているものの、その後50%以下に低下することが報告されている。一方で、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

【BA.2系統】

現在、BA.2系統への置き換わりが進んでいる。今後、感染者数の増加(減少)速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。

対象地域

全道域

期 間

令和4年3月22日(火)~4月17日(日)

対策に対する主な意見①

<有識者・専門家からの意見>

- まん延防止等重点措置の終了に際し、年度替わりにおける人の移動や会食機会の拡大等により感染リスクが高まる懸念されることから、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図ることは必要であると考えます。
感染防止対策と並行して社会・経済活動の平常化を図るためには、消費を喚起する経済対策と併せて、企業や事業者が感染リスクを早期に回避することにより、安定的に事業活動を行なうことができるよう、自主的な検査の実施等に関する情報の提供や検査資材の安定確保に努めて頂きたい。
- 今後は、感染拡大傾向となった際の機動的な対応に特に留意していただきたい。
- 再拡大防止対策の内容に異論はないが、対策期間中は、特に若年世代の新規感染を抑制するよう、検査体制の充実や感染防止行動の徹底、療養者に対する医療的サポートを点検・拡充が必要。
- オミクロン株に置き換わったウイルスの今後の状態に十分注意が必要であるとともに、従前までの基準や対策、感染リスクと行動制限の調和をどのようにしていくべきか、引き続き検討してほしい。
- BA.2系統等、変異株に関するサーベイランス、自治体のワクチン接種への支援を引き続きお願いする。
- 感染状況は厳しいので、引き続き慎重な感染対策を個々に継続することが必要。

79

対策に対する主な意見②

<市町村・関係団体の意見>

- 病床使用率等は大きく減少しているものの、新規感染者数は依然高い水準が続いている。これからの時期は、就職や進学に限らず、転勤など人の移動が活発になることから、更なる感染拡大により社会機能の維持が困難になることも懸念されるため、感染拡大防止に向けた周知啓発をより一層強化されるようお願いする。
- 新規感染者、療養者、病床利用率が減少傾向とはいえ、感染経路が不明の割合が増加しているなど、医療現場にとってはまだまだ楽観できる状況とは言えない。まん延防止等重点措置の終了により、道民の予防意識が緩むことが予想されることに加え、人の移動や会食の機会などが多くなる年度末・年度始めを迎えることから、感染拡大の兆候が見られた場合には、速やかに適切な対策を講ずるようお願いする。
- 新規感染者数や療養者数が依然として第4波や第5波のピーク時を大きく上回っている状況下においては、オミクロン株の特性や今回の対策内容を改めて道民・事業者に周知徹底していただきたい。特に、新規感染者数の減少傾向を一層確かなものにつつ、経済活動との両立を図っていくためには、以下の点に取り組んでいただく必要があると考える。
年代別の感染者数でみると、30代以下が約7割、60代以上が約1割と、この両方で約8割を占めることから、今回の対策で示されている「保育所・認定こども園・学校・高齢者施設等」に対する要請を徹底するのはもちろんのこと、これらの年代層に強くアピールできるよう、対策の周知方法を工夫願いたい。
感染の再拡大防止のためには、ワクチンの3回目接種の促進が重要であり、ワクチンの供給体制に万全を期すとともに、感染予防効果・発症予防効果・入院予防効果等を含めた、3回目接種の有効性等について、道民に効果的にアピールしていただきたい。また、5歳以上11歳以下の小児への接種については、接種の有効性や副反応等に関して、国・市町村とも連携の上適切に情報提供し、小児や家族の理解が進むよう取り組んでいただきたい。

80

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

対象地域：全道域

要請・協力依頼の内容

要請内容

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。特に不織布マスクを推奨する。(特措法第24条第9項)
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所はできる限り避けて行動する。(特措法第24条第9項)
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆春休みの旅行など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。(特措法第24条第9項)

81

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に歓送迎会など飲食の際は)

- ◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控え、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。(協力依頼)

82

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【事業者への要請・協力依頼①】

要請・ 協力依頼 内容

(職場において)

- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替わりを踏まえ、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。(協力依頼)
- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)
- ◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。(協力依頼)

(飲食店等において)

- ◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。特に会話する時のマスク着用徹底を呼びかける。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・ 協力依頼 内容

(保育所、認定こども園、高齢者施設等において)

- ◆職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。(特措法第24条第9項)
- ◆保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、卒園式や入園式などの行事をはじめ、職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆高齢者施設等においては、レクリエーション時のマスクの着用、送迎時の窓開け、さらにはオンライン面会の実施など、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【学校への要請】

要請 内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、卒業式や入学式などの行事をはじめ、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆教職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、春季休業期間等を活用して、希望する教職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、卒業式や入学式後における飲食など、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

85

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限 及び 収容率

- 人数上限※1
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- 収容率※1
[100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
[50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)
- 〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉
- 人数上限
収容定員まで
- 収容率
100%以内

特措法第24条第9項

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

要請 内容

主催者

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

参加者

- ◆イベント前後の基本的な感染防止対策を徹底する。(協力依頼)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。

86

(8) 4月18日からの対策

(春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い)

指標の状況

4/14	レベル	感染状況				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人あたり 新規 感染者数	10万人あたり 療養者数	新規 感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	16.6% (354床)	5.2% (7床)	297.8人/週 (15,571人/週)	405.6人 (21,206人)	1.13	66.0%	34.2%
札幌市	2	23.6% (157床)	2.2% (1床)	360.1人/週 (5,113人/週)	426.6人 (8,369人)	1.08	86.7%	41.6%
札幌市を 除く地域	2	13.4% (197床)	6.7% (6床)	260.4人/週 (8,508人/週)	392.9人 (12,837人)	1.18	48.8%	29.9%
レベル4基準		100%を 超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に 発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

87

対策の必要性

- 新規感染者数が高い水準で推移するとともに、今後、感染性がより高いとされているBA.2系統への置き換わりが進むことが懸念されるほか、人の移動が活発となるゴールデンウィークを控える時期となることから、感染拡大防止に向け、道民の皆様にご協力をお願いしたい行動として、改めて、三つの密の回避やマスクの着用をはじめ、飲食の際の行動など、基本的な感染防止行動を効果的に働きかけていく。
- ワクチンについては、新たに接種の対象となった12歳以上17歳以下の方も含めた若年層への積極的な呼びかけとともに、北海道ワクチン接種センターで、大学や企業等を対象に団体接種を開始するなど、幅広い世代での3回目接種の加速化を図る。
無料検査事業のうち、感染拡大傾向時の一般検査事業については、レベル2相当以上の感染状況が継続していることから、5月末まで期間を延長する。
- BA.2系統については、引き続き、ゲノム解析によるモニタリングを実施し、その動向を監視していく。

88

4月15日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第106回)
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「年度末、年度始めにおける再拡大防止対策」は、4月17日をもって終了。 ➤ 「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」により、基本的な感染防止行動を呼びかけ。
	春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い
	<p>感染力が強いとされるBA.2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民の皆様特にご協力をお願いする(3つのお願い)を定めました。</p> <p>引き続き、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、機動的に必要な対応を検討していきます。</p>
対象地域	全道域
期 間	令和4年4月18日(月)~

対策に対する主な意見①

<有識者・専門家からの意見>

- 感染経路不明割合が上昇傾向にある中で、大型連休を前にさらなる感染拡大が懸念される。現在、積極的疫学調査はハイリスク施設に重点化され、感染の可能性のある者の特定は、感染者ご本人や事業者が実施することになっているが、対応方法を改めて周知する必要がある。
- 感染の状況が収まらないので、引き続き、感染対策を継続すべきと考える。北海道の3回目ワクチン接種率が全国平均に追いついて良かった。より一層のワクチン接種の推進、特に若い世代の接種の加速をお願いする。
- 高齢者施設等で感染者が確認された際の対応について、引き続き、入所者の症状や持病の状況に応じ、入院や施設内療養などの対応をお願いする。
- 感染防止対策を進めつつ、社会経済活動をどう回復させていくかが重要であり、そこにしっかりと取り組んでいただきたい。
- 新規感染者数が2,000人を超えるなど増加傾向にある中、感染者における世代別などでの主な感染経路やリスクの高い行動など、感染の実態に応じた注意喚起を行う必要がある。また、自身や身近な人が新型コロナに感染した時の対応の流れ等について、あらためて周知をお願いしたい。
- 30代以下の感染が7割を占めていることから、若者に対する感染予防の啓発を工夫していただきたい。
テレビを見ない若者へは、WEBでの発信などを強める必要があると思う。若者の行動制限、3回目ワクチン接種啓発の工夫が求められていると考える。

<市町村・関係団体の意見>

- 新規感染者数が増加傾向にある中、感染拡大への不安を感じる市民が増えている。不安の解消だけでなく、感染の早期発見のためにも、現在、道が行っているPCR等検査無料化推進事業において、実施機関の拡充や対象期間の延長など、感染状況に応じた柔軟な運用を行っていただきたい。
- 新規感染者数が増加傾向にあり、多くの方が自宅療養となっている。不安なく自宅療養ができるよう、相談対応や物資支援など、引き続き、サポート体制の充実をお願いする。
感染に不安を感じる無症状の方が、希望どおりに無料でPCR等の検査が受けられるよう、検査キット等の物資支援を含めた検査体制の充実をお願いする。
- これからゴールデンウィークを迎えるが、今一度、道民の気の緩みを引き締めるべく、マスクの着用、換気の励行、黙食の徹底といった一人ひとりができる基本的な感染対策を、強いメッセージで発信していただくようお願いする。

春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【道民の皆様にお願する3つの行動】

(特措法第24条第9項による要請)

対象地域：全道域

要請・協力依頼の内容

要請内容

① 普段から

- ◆ 三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。
- ◆ 混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動しましょう。
- ◆ 普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底しましょう。
- ◆ 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう。

② 飲食では

- ◆ 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう。
- ◆ 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう。
- ◆ 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力しましょう。
- ◆ 飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守しましょう。
- ◆ 北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。

③ 感染に不安を感じる時は

- ◆ ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。(無症状の方に限ります)
- ◆ 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。

春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【事業者等への要請】

(特措法第24条第9項による要請)

要請内容

◆職場においては、業種別ガイドラインを遵守しましょう。

(高齢者施設、保育所、認定こども園等において)

◆職員の体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保しましょう。

◆感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮しましょう。

◆高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保しましょう。

◆保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底しましょう。

93

春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【学校への要請】

(特措法第24条第9項による要請)

要請内容

(学校において)

◆衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を校内で改めて確認するとともに、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討しましょう。

◆宿泊を伴う教育活動(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施しましょう。

◆部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止しましょう。
また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき対策を徹底の上、実施しましょう。

◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応しましょう。
また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底しましょう。

94

イベントの開催についての要請

(特措法第24条第9項による要請)

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たすことが必要)

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※1 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※2 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

95

(9) 5月27日からの対策 (感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い)

指標の状況

5/26	レベル	感染状況				その他指標		
		病床使用率	重症病床使用率	10万人あたり新規感染者数	10万人あたり療養者数	新規感染者数 今週先週比	感染経路不明割合	PCR陽性率
全道	2	19.0% (409床)	3.6% (5床)	262.8人/週 (13,739人/週)	404.6人 (21,155人)	0.78	44.6%	30.0%
札幌市	2	22.3% (152床)	0.0% (0床)	289.9人/週 (5,686人/週)	381.1人 (7,475人)	0.82	47.7%	35.1%
札幌市を除く地域	2	17.6% (257床)	5.6% (5床)	246.5人/週 (8,053人/週)	418.7人 (13,680人)	0.75	42.5%	27.3%
レベル4基準		100%を超えるおそれ	—	—	—	—	—	—
レベル3基準		50%超	50%超	—	—	—	—	—
レベル2基準		20%超	20%超	15人/週超	20人超	—	—	—
レベル1基準		—	—	散発的に発生	—	—	—	—

※()は直近1週間あたり新規感染者数、病床使用数

96

- 4月18日以降、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」として、「普段から」、「飲食では」、「感染に不安を感じる時」における3つの行動の実践について、働きかけなどに取り組んできたところ。
 現在、新規感染者数の減少傾向が続いているが、全国と同様にBA.2系統に概ね置き換わったと考えられる中、依然として高い水準で推移し、医療機関等での集団感染も継続しているほか、病床利用率も足下では減少しているものの増減を繰り返している。
- こうしたことから、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、これまで取り組んできた3つの行動の実践や、ワクチン接種の促進の働きかけについて、引き続き、「感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」(資料2-2)として、道民に実践を呼びかけていく。
- マスクの着用に関し、関係省庁からの通知や基本的対処方針の変更があったことから、その内容について、市町村や関係団体に周知するとともに、「感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」と併せて、道民の皆様に分かりやすく周知し、実践を呼びかけていく。
- 自宅療養者等が約2万人と多数になる中、療養される方々の利便性の向上を図る観点から、療養者自身が療養解除日の目安を把握しやすくなるよう、療養解除日を表示する専用のウェブサイトを開設する。

決定

対応の適用期間: 令和4年5月27日(金)~

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第111回)

- 「感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」により、引き続き、基本的な感染防止行動を呼びかけ。

感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

感染の拡大を防いでいくため、引き続き、「普段から」、「飲食では」、「感染に不安を感じる時は」における3つの行動を実践しましょう。

発症予防や重症化予防のため、ワクチン接種を積極的に検討しましょう。

マスクに関しては、屋内外などの場所や会話の有無などの場面に応じて着用しましょう。

5月27日
(金)

対象地域 全道域

期 間 令和4年5月27日(金)~

<有識者・専門家からの意見>

- ワクチン接種を強力に進めていただきたい。
- 若い世代の3回目ワクチン接種がもう少し進めば、新規感染者数が 徐々に減ってくると思う。
- マスク着用の注意点も含めて、道民へのお願いはわかりやすい。幅広く周知していただきたい。
- 新規感染者数が減少傾向になっているが、感染者の数は高い水準。 その中で北海道が提案している「3つの行動とワクチン接種」の啓発は大変意義があり、わかりやすいものとなっている。道民に浸透することを期待。
また、熱中症対策のためのマスク着用方針は、その通りと考えているが、この方針を広めていかなないと同調性バイアスがかかり、なかなかマスクを外せない場の雰囲気が出てしまう。啓発の徹底をお願いします。
学校現場では、運動会・体育大会、中体連、高体連の時期である。各学校ではそれらを工夫して実施しており、学びを止めないようにしている。その努力に敬意を表したい。
- 新規感染者数の漸減、病床使用率の緩和もあり、やや危機感が薄れている傾向がある。感染拡大防止行動を継続する必要があるとの明解なメッセージを発し、もう一段、抑え込むことにより社会・経済活動 再開のハードルは下げられると考える。

感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【道民の皆様にお願ひする3つの行動】

(特措法第24条第9項による要請)

対象地域：全道域

要請・協力依頼の内容

要請内容

- ① 普段から
 - ◆ 三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。
 - ◆ 混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動しましょう。
 - ◆ 普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底しましょう。
 - ◆ 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう。
- ② 飲食では
 - ◆ 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう。
 - ◆ 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう。
 - ◆ 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力しましょう。
- ③ 感染に不安を感じる時は
 - ◆ ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。(無症状の方に限ります)
 - ◆ 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。
- ◎ ワクチン接種をご検討ください。
 - ・ 若年者であっても、重症化することや後遺症が生じることがありますので、積極的に3回目接種をご検討ください。
 - ・ 60歳以上の高齢者など接種の対象となる方は、重症化予防のため、積極的に4回目接種をご検討ください。

感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【事業者等への要請①】

(特措法第24条第9項による要請)

要請内容

- ◆職場においては、業種別ガイドラインを遵守しましょう。
(高齢者施設、保育所、認定こども園等において)
- ◆職員の体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保しましょう。
- ◆感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮しましょう。
- ◆高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保しましょう。
- ◆保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底しましょう。

101

感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い

【事業者等への要請②】

(特措法第24条第9項による要請)

要請内容

- (学校において)
- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討しましょう。
- ◆宿泊を伴う教育活動(修学旅行、宿泊学習等)は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施しましょう。
- ◆部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選するとともに、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止しましょう。また、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき、移動や更衣等の場面も含めて感染防止対策を徹底の上、実施しましょう。
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応しましょう。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底しましょう。
- (飲食店等において)
- ◆飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守しましょう。
- ◆北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。(協力依頼)

102

イベントの開催についての要請

(特措法第24条第9項による要請)

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たすことが必要)

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※ 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※ 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

※ イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。

マスク着用の注意点①

・基本的対処方針
・国の通知

今後、気温や湿度が高くなる季節を迎え、熱中症のリスクが高くなる懸念などもあることから、マスク着用の考え方などについて、国から取扱いが示されました。

	人との距離がある (2m以上を目安)		人との距離がない	
	屋外	屋内	屋外	屋内
会話をほとんどしない	<p>事例① 必要ない</p>	<p>必要ない</p>	<p>事例② 必要ない 徒歩通勤など人とすれ違う場合</p>	<p>事例③ 着用を推奨 通勤電車の中</p>
会話をする	<p>事例① 必要ない</p>	<p>着用を推奨</p>	<p>着用を推奨</p>	<p>着用を推奨</p>

・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
※お年寄りや会ったときや病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

小学校就学前の児童について

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上児についても、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。

学校において

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、マスクを着用する。
- 地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ない。
- 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外す。
- 運動部活動でのマスク着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。
- 部活動の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底する。